

諏訪広域消防本部消防指令センター施設見学実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防指令業務に対する、より一層の理解と協力を得るため、諏訪広域消防本部消防指令センター（以下「指令センター」という。）の施設見学に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(施設見学の対象者)

第2条 施設見学をすることができる者は、次の各号に掲げる者であるものとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校に在学する者で、授業の一環として教職員に引率された者
- (2) 消防業務に関連する業務を行う法人、防災団体等に属する者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、通信指令課長が必要と認める者

(施設見学日時)

第3条 施設見学をすることができる日時は、次の各号に掲げる日を除いた日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、通信指令課長が必要と認めるときは、施設見学をすることができる。

(施設見学の依頼)

第4条 施設見学を希望する者は、施設見学をしようとする日の7日前までに、消防施設見学依頼書を通信指令課長に提出しなければならない。

(施設見学の承諾)

第5条 通信指令課長は、前条の依頼があったときは、消防指令業務の遂行上支障のない範囲で、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該依頼をした者に対し施設見学を承諾するものとする。

(遵守事項)

第6条 施設見学をする者（以下「見学者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 見学場所以外には立ち入らないこと。また、施設・設備・展示品等を破損し、又は汚損しないこと。
- (2) 危険な物品や動物等を持ち込まないこと。ただし、身体の障害を有する者が、身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を同伴する場合は、この限りではない。

- (3) 指令センターの職員、他の見学者等に危害又は迷惑を与えないこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、指令センターの職員が指示する事項に従うこと。

(施設見学の中止等)

第7条 通信指令課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設見学中止又は退去を命ずることができる。

- (1) 見学者が偽りその他不正な方法により承諾を受けたことが明らかとなったとき。
- (2) 見学者が前条の遵守事項に反する行為を行ったとき。
- (3) 大規模災害等が発生し消防指令業務の遂行に支障が生じると認めるとき。

(損害賠償)

第8条 見学者は、施設・設備・展示品等を滅失又は毀損したときは、損害額を賠償しなければならない。

(見学会)

第9条 通信指令課長は通信指令業務に係る理解を深めてもらうことを目的に一般住民を対象とした見学会を実施することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、施設見学について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。